

## 目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施期間	1
第4 審査の着眼点	1
第5 審査の実施内容	1
第6 審査の結果	2
第7 健全化判断比率の分析等	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
第8 資金不足比率の分析等	7
(1) 地方公営企業法適用企業	8

注1 文中に用いる金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は特別なものを除き四捨五入した。

2 各比率はすべて百分率で表示し、表示単位未満は切り捨てた。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」・・・皆無又は該当数値なし

「0」、「0.0」・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「…」・・・算出不能、無関係又は不明

4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。

## 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類  
 （健全化判断比率等の対象）

区 分			実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率										
地方公共団体	特別会計	一般会計	↕	↑	↑	↑	↑										
		国民健康保険事業															
	介護保険事業																
	後期高齢者医療事業																
	公営企業会計	水道事業会計						↓	↓	↓	↓	↓					
		下水道事業会計															
		病院事業会計															
	一 部 事 務 組 合																
	第 3 セ ク タ ー																

### 第3 審査の実施期間

令和3年7月7日から令和3年8月6日まで

### 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査の主眼とした。

### 第5 審査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、財政担当課から説明を聴取し、その適正性について審査した。

## 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

また、資金不足比率は、経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。本市においては、病院事業会計で資金不足比率は1.0となったが、すべての会計において、経営健全化基準未満であった。

### 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.56 (12.57)	20.00 (20.00)
連結実質赤字比率	—	—	17.56 (17.57)	30.00 (30.00)
実質公債費比率	5.4	6.3	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)
将来負担比率	21.4	32.6	350.0 (350.0)	

※早期健全化基準、財政再生基準の（ ）については、令和元年度の基準値

### 資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名		令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.00
	下水道事業会計	—	—	
	病院事業会計	1.0	5.7	

## 第7 健全化判断比率の分析等

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は93,624千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

$$\text{(実質赤字比率) [ - ]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [ - ]}}{\text{(標準財政規模) 18,720,072 千円}} \times 100$$

一般会計等実質収支額は、歳入総額44,659,823千円から歳出総額44,363,627千円を差し引いた歳入歳出差引額296,196千円から翌年度に繰り越すべき財源202,572千円を差し引いた結果、93,624千円の黒字である。

#### 一般会計等実質収支額

(単位：千円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)
歳 入 総 額 ①	44,659,823	33,149,826
歳 出 総 額 ②	44,363,627	32,938,697
歳入歳出差引額 ③ = ① - ②	296,196	211,129
翌年度に繰り越すべき財源 ④	202,572	132,674
一般会計等実質収支額 ③ - ④	93,624	78,455

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等に普通交付税等及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

#### 標準財政規模

(単位：千円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)
標準税収入額等 ①	12,830,207	12,501,524
普通交付税等 ②	4,796,126	4,757,314
臨時財政対策債発行可能額 ③	1,093,739	1,167,036
標準財政規模 ① + ② + ③	18,720,072	18,425,874

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は3,517,376千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [ - ]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [ - ]}}{\text{(標準財政規模)} \text{ 18,720,072 千円}} \times 100$$

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額93,624千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用企業の資金不足額及び剰余額を加えた結果、3,517,376千円の黒字である。

### 連結実質収支額

(単位：千円)

年 度		令和2年度		令和元年度		
会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額	実質収支額	資金不足・剰余額	
一 般 会 計 等		93,624	—	78,455	—	
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計 以 外	国民健康保険事業特別会計	485,502	—	617,506	—	
	介護保険事業特別会計	241,615	—	174,368	—	
	後期高齢者医療事業特別会計	7,259	—	7,863	—	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業会計	—	2,721,389	—	2,508,700
		下水道事業会計	—	28,002	—	41,904
		病院事業会計	—	△60,015	—	△377,898
合 計 ( 連 結 実 質 収 支 額 )		3,517,376		3,050,898		

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された公債費の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3ヵ年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

平成30年度から令和2年度までの3ヵ年の実質公債費比率を平均した結果、5.4%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

#### 実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率
平成30年度	6.50731
令和元年度	5.38338
令和2年度	4.60173
実質公債費比率（3ヵ年平均）	5.4

令和2年度の実質公債費比率は次表のように算定されている。

なお、地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された公債費である。

(2年度実質 公債費比率) =	$\frac{(2,466,383 \text{ 千円} + 1,515,351 \text{ 千円}) - (732,057 \text{ 千円} + 2,503,431 \text{ 千円})}{(18,720,072 \text{ 千円}) - (2,503,431 \text{ 千円})} \times 100$
	$\frac{\text{(地方債の元利償還金)} + \text{準元利償還金} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$
4.60173%	

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 49,616,505 千円から充当可能財源等 46,130,207 千円を差し引いたものを、標準財政規模 18,720,072 千円から普通交付税に算入される公債費の額 2,503,431 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、21.4%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていないが、これは財政悪化が切迫したことを示すフロー3指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）で判断されるべきとされたことによるものである。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\begin{array}{l} (49,616,505 \text{ 千円}) \\ \text{(将来負担額)} \end{array} - \begin{array}{l} (46,130,207 \text{ 千円}) \\ \text{(充当可能財源等)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ (18,720,072 \text{ 千円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{(元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \\ (2,503,431 \text{ 千円}) \end{array}} \times 100 \\
 \text{(将来負担比率)} = & \frac{21.4\%}{\phantom{\frac{21.4\%}{\phantom{\dots}}}}
 \end{aligned}$$

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 28,502,044 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 150,741 千円、公営企業債等繰入見込額 15,867,732 千円、組合負担等見込額 991,111 千円、退職手当負担見込額 4,104,863 千円、水洗便所改造資金融資幹旋の損失補償額 14 千円を加えたものであり、49,616,505 千円となる。

#### 将来負担額

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和元年度
地方債の現在高	28,502,044	27,858,024
債務負担行為に基づく支出予定額	150,741	224,292
公営企業債等繰入見込額	15,867,732	16,725,888
組合負担等見込額	991,111	946,291
退職手当負担見込額	4,104,863	4,031,258
水洗便所改造資金融資幹旋の損失補償額	14	35
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
合計（将来負担額）	49,616,505	49,785,788

充当可能財源等は、充当可能基金 7,351,577 千円(財政調整基金 2,940,373 千円、減債基金 188,620 千円、特定目的基金 4,222,584 千円)に充当可能特定歳入 7,575,895 千円(都市計画税収 7,575,895 千円)及び基準財政需要額算入見込額 31,202,735 千円を加えたもので、46,130,207 千円となる。

#### 充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度
充当可能基金	7,351,577	5,789,967
充当可能特定歳入	7,575,895	7,265,795
基準財政需要額算入見込額	31,202,735	31,553,746
合計(充当可能財源等)	46,130,207	44,609,508

### 第8 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額



## (1) 地方公営企業法適用企業

### ①水道事業会計

水道事業会計は、資金不足額（A）が△2,721,389千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和元年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△2,721,389	△2,508,700
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	452,812	409,892
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	3,174,201	2,918,592
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,235,435	1,455,180
（ $A/B \times 100$ ）	△220.2	△172.3
資金不足比率	—	—

### ②下水道事業会計

下水道事業会計は、資金不足額（A）が△28,002千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和元年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△28,002	△41,904
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	284,276	435,884
算入地方債現在高（b）	4,133	5,120
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	316,411	482,908
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,200,638	1,232,419
（ $A/B \times 100$ ）	△2.3	△3.4
資金不足比率	—	—

### ③病院事業会計

病院事業会計は、資金不足額（A）が60,015千円となり、資金不足比率は1.0%となっている。

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和元年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	60,015	377,898
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	1,761,221	1,359,393
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	1,690,014	981,495
解消可能資金不足額（d）	11,192	0
事業規模（B）	5,853,913	6,521,515
$(A/B \times 100)$	1.0	5.7
資金不足比率	1.0	5.7